

【付属 1】

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス重要事項説明書

1. サービス内容

- ① 「介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において入浴及び食事の提供(これに伴う介護を含む)、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の利用者に必要なお世話、並びに機能訓練を行うサービスです。
- ② 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。

事業所名	特別養護老人ホーム甘露苑		
所在地	神奈川県厚木市山際 1350 番地 1		
提供可能サービス 及び 介護保険事業所番号	介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス	第 1472900214 号	
管理者 及び サービス提供地域	サービス種類	管理者	連絡先
	介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス	甘利 悟	246-0158
	厚木市及び愛川町		

2. 事業所の職員体制

職 種	人数	区 分		事業所の 指定基準
		専従常勤(非常勤)	常勤兼務(非常勤)	
管理者	1		1	1
生活相談員	2	2		1
介護職員	5	2(3)		3
機能訓練指導員	1	1		1
看護職員	2	1(1)		1
合計	10	6(4)		

3. サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次の通りです。なお、サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス担当：甘利悟

生活相談員：瀬谷由美子

連絡先(電話番号)：046-246-0158

4. 施設の概要

- 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス
定員 35 名(通所介護(介護予防通所介護)も含む)
- 食堂兼ダイニング
- 浴室：一般浴室と特別浴室(機械浴)があります。
- 静養室

5. サービス提供時間及び 1 日の流れ

- サービス種類：介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス
- サービス提供日：月曜日から土曜日(祝祭日も含む)
- サービス提供時間：9 時 30 分から 16 時 30 分
- 休業日：日曜日

1 日の流れ

- 8：30 お迎え出発
- 9：30 甘露苑到着 到着後バイタルチェック(体温／血圧／脈拍)
- 10：00 入浴開始(一般浴／機械浴)
- 12：00 昼食
- 13：00 休憩
- 14：00 レクリエーション
- 15：15 おやつ
- 16：40 甘露苑出発

6. 時間延長について

時間延長の実施はしていません。緊急でやむを得ない場合は、ご相談ください。

7. サービス利用料及び利用者負担金

利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、付属 2「介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス利用料金表」の通りです。この金額は、介護保険の法定利用料金に基づく金額です。介護保険外サービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外サービスとなる場合には、介護予防サービス計画を作成する地域包括支援センター又は、居宅介護支援事業所の職員から説明の上、利用者に同意を得ることになります。)
※交通費…通常のサービス提供地域(又は送迎地域)以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。

※自己負担金は、原則として口座自動引き落としとさせていただきます。また、その他以下の方法によりお支払いいただくことも可能です。

- ① 自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から、月 1 回引き落としします。)

利用者負担金は、前月分を毎月 27 日にご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。(また、書類の関係上により手続きが異なります。詳細は、担当者までお尋ねください。)

- ② 銀行振り込み(期日までに利用者の方がお振り込み願います。振込手数料については、利用者負担となります。)
- ③ 現金支払い(ご利用時等にお渡しください。)

※上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物支給)」の場合について記載しています。介護予防サービス計画を作成していない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が全額利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して、保険給付(9割又は8割)を請求することになります。

8. キャンセルについて

- ① 利用者がサービス利用の中止をする際は、速やかに下記の連絡先に(又はデイサービス提供責任者連絡先)までにご連絡ください。

連絡先(電話) : 046-246-0158

連絡先(FAX) : 046-246-0159

- ② 利用者の都合で、サービスを中止する場合には、下記のキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	食材料費分(410円)

9. サービス中止について

- ① 利用者の健康上の理由について

- 風邪や病気の際には、サービス利用をお断りすることがあります。
- 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービスの内容変更又は中止することがあります。その場合、家族に連絡の上適切に対応します。
- ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスの利用を中止することがあります。その場合は、ご家族に連絡の上適切に対応します。

- ② 自然災害等により、サービスの利用中止及び繰り下げについて

台風や大雨、降雪等により交通状況が悪化した場合、サービスの中止又は開始時間を繰り下げて開始する場合がございます。その場合には、午前 8 時までにご自宅に電話にて、ご連絡いたします。ご了承ください。

10. 相談窓口・苦情対応について

- ① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

特別養護老人ホーム甘露苑	電話番号：046-246-0158 FAX 番号：046-246-0159 対応時間：9時30分から18時00分 デイサービス相談員：瀬谷由美子
--------------	---

- ② 次の公的機関においても、相談や苦情の申し出等ができます。

厚木市役所 介護福祉課	所在地：厚木市中町3-17-17 電話番号：046-225-2240 FAX 番号：046-224-4599 対応時間：8時30分から17時15分
愛川町役場 健康長寿課 介護保険班	所在地：愛川町角田251-1 電話番号：046-285-6380 対応時間：9時00分から17時00分
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険部介護苦情相談課	電話番号：045-329-3447 対応時間：9時00分から17時00分

11. 当施設の概要

法人種別・名称	社会福祉法人誠々会 特別養護老人ホーム甘露苑
代表者名	理事長 甘利 広子
所在地	神奈川県厚木市山際1350番地1
電話番号	046-246-0158
事業の概要	通所介護(介護予防通所介護)・短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)・介護老人福祉施設・居宅介護支援

【付属2】

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス利用料金表

(令和6年4月1日より料金が一部変更になりました。)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス費

● 1割負担の場合

要介護度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要支援1 (月1～4回)	436	4,656	4,190円	466円
要支援1 (月5回以上)	1,798	19,202	17,281	1,921円
要支援2 (月1～8回)	447	4,773	3,341	478円
要支援2 (月9回以上)	3,621	38,672	34,804	3,868円

加算について (1ヶ月あたり)

加算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
サービス提供体制 加算Ⅱ1 (要支援1)	72	768	691	77円
サービス提供体制 加算Ⅱ2 (要支援2)	144	1,537	1,383	154円

● 2割負担の場合

要介護度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要支援1 (月1～4回)	436	4,656	3,724	932円
要支援1 (月5回以上)	1,798	19,202	15,361	3,841円
要支援2 (月1～8回)	447	4,773	3,818	955円
要支援2 (月9回以上)	3,621	38,672	30,937	7,735円

加算について（1ヶ月あたり）

加算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
サービス提供体制 加算Ⅱ1（要支援1）	72	768	614	154円
サービス提供体制 加算Ⅱ2（要支援2）	144	1,537	1,229	308円

● 3割負担の場合

要介護度	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
要支援1 （月1～4回）	436	4,656	3,259	1,397円
要支援1 （月5回以上）	1,798	19,202	13,441	5,761円
要支援2 （月1～8回）	447	4,773	3,341	1,432円
要支援2 （月9回以上）	3,621	38,672	27,070	11,602円

加算について（1ヶ月あたり）

加算名	単位数	利用料	介護保険負担額	利用者負担額
サービス提供体制 加算Ⅱ1（要支援1）	72	768	537	231円
サービス提供体制 加算Ⅱ2（要支援2）	144	1,537	1,075	462円

※生活保護等の対象者は、利用者負担額が変わってきます。

★令和6年5月まで

介護職員処遇改善加算について

- 介護職員処遇改善加算(I) : 1ヶ月の所定の単位数の5.9%

介護職員等ベースアップ等支援加算について

- 介護職員等ベースアップ等支援加算 : 1ヶ月の所定の単位数の1.1%

★令和6年6月から

新しい処遇改善加算となり一つになります。

介護職員等処遇改善加算について

- 介護職員等処遇改善加算Ⅲ : 1ヶ月の所定の単位数の8.0%

2. 利用料金について

利用料は、厚生労働省が定める単位数に地域単価(厚木市は10.68)をかけて算出します。1ヶ月分の合計単位数から算出し、請求させていただきます。支払いは、原則として口座より自動引き落としとさせていただきます。

3. 食費について (円/日)

- 食費(昼食費) : 800円(おやつ代込み)

4. 保険外サービス費(実費分)

支払い方法 : 1ヶ月分の合計数から算出し、請求させていただきます。支払いは、原則として、口座自動引き落としとさせていただきます。

食費(材料費)/昼食代(おやつ代込み)		800円 ※行事食は、100円
紙おむつ代 : (持ち込み可)	テープ式紙おむつ	100円
	リハビリパンツ	100円
	尿取りパット	50円
趣味・レクリエーション・特別な行事		企画により実費(事前にお知らせいたします。)
医薬品		実費
キャンセル料	当日キャンセル	410円(食材料費)
	※キャンセルは、必ず連絡をお願いします。	